

女性起業家交流会 in HOKURIKU 会計規約（案）

第1条 （目的）

当規約は、女性起業家交流会 in HOKURIKU（以下当会）会計委員の構成、会計処理に関する必要な事項を定める事を目的とする。

第2条 （構成）

会計委員会は、会計委員長1名、会計委員1名、（計2名）にて構成する。

第3条 （収入）

当会の会計は、一般会計、イベント会計をもって運営する。

第4条 （使途）

会費は原則として、会運営と会が主催する正規の活動にのみ使用する。接待費等には支出を行わない。

第5条 （会費）

原則として会費は徴収しない。

運営の上で必要であると委員会が承認した場合は徴収することもある。

第6条 （諸会費）

当会主催の活動（親睦会等）に参加する者は、その都度必要な会費を納めるものとする。

第7条 （予算）

会計委員会は、毎年総会時に、新年度予算（案）を提出し審議を求める。承認後は、全会員にこれを通知する

第8条 （決算）

会計委員会は、毎年総会時に、会計監査を経て、決算書を提出し承認を得る。承認後は、全会員にこれを通知する。

第9条 （出納と記録）

1. （収入）

会計担当者は、随時入金確認を行うために通帳への記帳（通帳記入）を行う。

また、入金確認後は内容を確認し、入金者に対し必ず領収書を発行する。

尚、通帳への記帳の頻度としては、月一回程度は行うものとする。

1. （名称使用料）

会員はイベントを行なう際、事前に申請することで「女性起業家交流会 in HOKURIKU」の名称を使用することができる。

その場合、「名称使用申請書」を事前に提出し、事務局に許認可申請を行なうものとする。

見積書、契約書、請求書、報告書の捺印等にも使用可能とする。ただし、レイアウトは名称の利用者が用意するものとする。

イベント終了後 2 週間以内に、決算報告書を事務局に提出するとともに売上げの 20%を会に入金するものとする。

その際の振り込み手数料は、名称の利用者が負担するものとする。

2. (派遣報酬)

会員として講演・講義依頼などを受託した場合は、講演・講義による報酬（謝礼を含む）の 20%を会に入金するものとする。

その際の振り込み手数料は、講演・講義を受託した者が負担するものとする。

派遣報酬が当会から会員に振り込まれる場合、振り込み手数料は、講演・講義を受託した者が負担するものとする。

2. (支出)

会計担当者は会費より経費を支出する場合、これを執行した者より金額・支払い先・内容を明記された領収書の提出を受け、これを保管しなければならない。小口（軽微）支出についても同様とする。

但し、公共機関に対する支出の場合で領収書の取得が困難な時は、これに変わる帳票にて代用することを認める。

1. (旅費)

30km を超える遠隔地から参加する会員には旅費を支給する。金額は、別途旅費規程に定める。

2. (事務局費)

事務局費として毎月三千円を代表に支払う。

3. (運営管理費)

運営管理費として毎月一万円を各委員長に支払う。各委員長は委員内の打ち合わせや各種活動のためにこれを使用するものとする。

3. (記録)

会計担当者は、前条の通帳の記録・領収書等を下に入出金記録を別途作成し、保管する。

記録の保管期間は以下の通りとする。

- ・最終行まで記帳された通帳 永久
- ・出納記録 五年
- ・支出に係る領収書 五年

第 10 条 (出金の確認・承認)

会計担当者は、金融機関口座からの無用な出金を行ってはならない。

必要とされる出金を行う際は、担当者は会計委員長に確認を求め、高額（3 万円以上）な場合、会計委員長は委員長にその都度報告するものとする。

第 11 条 (イベント会計)

研修会、勉強会、交流会ほかのイベントを行う時は、その都度イベント会計を設ける。

イベント会計規約は別に定めるところとする。

第12条 (引継)

引継は、代表に指名された立会人の下、新旧担当者間で行う。また、立会人は通帳・印鑑・帳簿・小口現金などが間違いなく引き継がれたことを確認する。

附則

第 1 条 この規約は、平成 21 年 5 月 1 日より実施する。